



**3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)** ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)				口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座					
金融機関コード		支店コード						
ゆうちょ銀行		通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい				
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。		1	0					

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、下記にご記入ください。(口座振込による手続きより給付まで時間がかかりますが、ご了承ください。)

支給方法確認	現金書留による支給を希望された場合の郵送先住所
<input type="checkbox"/> 窓口にて現金支給を希望  <input type="checkbox"/> 現金書留にて現金支給を希望	※窓口にて現金支給を希望する場合は、後日指定された支給日に窓口にお越しください。  〒

**【誓約・同意事項】** ※全ての項目を確認し、誓約・同意の上で申請してください。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(以下「重点支援給付金」という。)・物価高騰対策給付金(以下「対策給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 重点支援給付金・対策給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 世帯の全員が、令和5年度住民税所得割が課されていない世帯である。

イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。

(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- 世帯の中に、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 既に重点支援給付金・対策給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- 重点支援給付金・対策給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、重点支援給付金・対策給付金の請求書として取り扱います。
- 市区町村が申請書を受理した後等、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、重点支援給付金・対策給付金が支給されないことに同意します。
- 重点支援給付金・対策給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や重点支援給付金・対策給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、重点支援給付金・対策給付金を返還します。

**提出書類**

- 『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金・物価高騰対策給付金申請書(請求書)(追加支援)』【本書】  
 ※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
 ※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。  
 ※代理人による申請・請求、受給の場合は、世帯主本人の本人確認書類の写しに加えて、代理人の本人確認書類の写しが必要です。  
 ※法定代理人の場合は、本人と代理人の関係を証明できる書類(登記事項証明書(の写し)等)が必要です。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
 ※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村において発行される令和5年度住民税所得割が非課税であること証する書類(住民税課税証明書等)(該当者全員)(コピー)  
 ※令和5年1月2日以降に太田市以外の市区町村から転入した方全員分が必要です。